⑵　構成員の技術的要件等　特定ＪＶのすべての構成員は、次の要件を満たすものとする。

ⓐ　平成10年４月１日以降に、元請として完成・引き渡しが完了した、下記の要件を満たす新築若しくは増築工事（躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

㋑　工事規模　延床面積　6,500㎡以上

㋒　建物用途　事務所、庁舎

上記の㋐から㋒の全ての条件を同一の工事で満たすこと。

但し、特定ＪＶの代表者以外の構成員は上記㋑の工事規模が4,000㎡以上でよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑶　出資比率要件　構成員の数が２社の場合は、すべての構成員が30パーセント以上、構成員の数が３社の場合は、すべての構成員が20パーセント以上の出資比率でなければならない。

⑷　代表者要件　特定ＪＶの代表者は、出資比率が構成員中最大であるものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い

７⑴ⓐの認定（７⑴ⓐの再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、７⑴ⓐの認定を受けていない構成員が７⑴ⓐの認定を受けることが必要である。

また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、７⑴ⓐの認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに７⑴ⓐの認定又は７⑴ⓐの一般競争参加資格がないとの認定（７⑴ⓐの東京航空局長が別に定める手続きにおける一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。

９　資格審査結果の通知

審査の結果は、一般競争参加資格認定通知書により通知する。

10　資格の有効期間

特定ＪＶの有効期間は、次に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

①　発注工事の契約相手方となった者
競争参加資格が決定された時から工事の請負代金の竣工払いをした時まで。

②　発注工事の契約相手方とならなかった者
競争参加資格が決定された時から契約の相手方が確定した時まで。

11　その他

⑴　特定ＪＶの名称は、２社の場合は「成田国際空港庁舎（運用棟）新築工事◇◇・△△特定建設工事共同企業体」、３社の場合は「成田国際空港庁舎（運用棟）新築工事○○・▽▽・▲▲特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に特定ＪＶとして参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⑶　申請手続きについて不明な点があれば、６⑴の場所に照会すること。

競争参加者の資格に関する公示

国道45号気仙沼第２号トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 25 年 12 月 10 日

東北地方整備局長　小池　　剛

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事名　国道45号気仙沼第２号トンネル工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　宮城県気仙沼市大峠山～気仙沼市唐桑町境地内

３　工事内容　延長Ｌ＝1,167m、幅員Ｗ＝12.0m、内空断面積94.9㎡、掘削Ｌ＝1,167m、支保工Ｌ＝1,167m、覆工Ｌ＝1,167m

４　工期　契約締結日の翌日から平成28年３月30日まで

５　申請の時期　平成25年12月10日から平成25年12月25日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、本工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171㈹に、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書㊒（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（当該様式は、本工事の「入札公告（建設工事）」（平成25年12月10日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、３を使用して作成すること。）。

⑶　申請書類等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成24年10月１日付け公示」という。）５建設工事の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成24年10月１日付け公示６建設工事に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす３社以内による組み合わせとする。

ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

①　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。